

令和2年度第2回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和2年 5月 8日(金) 午後1時30分
- ・開催場所 新町立南伊勢病院 地域連携棟 会議室

1. 開会

2. 出席農業委員 11名

会長

木下和行

委員

山本博文、濱川博哉、石谷みのり、小山茂樹
御辺芳彦、羽根正視、島田安明、田中敏男
小山 学、山川武樹

欠席農業委員

3名

東 克臣、田所一成、島田大輔

3. 議事録署名委員選出

羽根正視委員・島田安明委員

4. 報告事項

第1号報告 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(2件)

5. 議案事項

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(2件)

6. 閉会

1. 開会

事務局	ただいまより、令和2年度第2回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名、欠席委員は3名です。農業委員会法第27条の3第1項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
-----	-------------------------

会長	みなさんこんにちは。コロナウイルス感染拡大防止のため、今回は会場をいつもの場所と変えて行う形となりました。お忙しい中集まって頂き、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願い致します。
----	--

3. 議事録署名委員の選出

会長	続いて事項書3に入ります。今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、羽根正視委員と島田安明委員をお願いします。
----	--

4. 報告事項

会長	続いて事項書4に入ります。第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について事務局より説明願います。
----	---

事務局	第1号報告、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば説明をお願い致します。
-----	--

御辺芳彦委員	現地確認に行かせて頂きました。申請農地は、国道沿いに位置しており、営農としては行いやすいと思います。また、土地所有者も近年、申請農地において水稻をやられておりましたが、水利の面があまりよろしくないとの事で、今回みかん栽培を行われている借人にお貸しする運びになりました。借人については、みかん栽培の知識・経験とも豊富で、農地を有効活用する見込みが高いと思われます。問題はないと考えます。
--------	--

会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 この件は報告事項ですので、よろしく申し上げます。
----	--

会長	続いて報告番号2、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定につい
----	------------------------------------

	て、事務局より説明願います。なお、この案件は島田安明委員が当事者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、島田安明委員は一時退出を願います。
事務局	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、木下和行会長、補足があれば説明をお願い致します。
木下和行会長	申請農地は、平成5年度に整備事業を行ったところであります。ですが、近年では、農業をやられていた方も亡くなり、後継者も町外に出て行ってしまっている農地も多く見受けられました。そこで今回、島田安明委員が農地を借り受け、農地を有効利用していくとの事です。問題はありません。

会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 この件も報告事項ですので、よろしく願います。
----	--

5. 議案事項

会長	続いて事項書5の議案事項に入ります。第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請を説明します。 (明細より説明) この件につきまして、濱川博哉委員、補足があれば説明をお願い致します。
濱川博哉委員	土地所有者の両親が農地を管理しておられましたが、既にお亡くなりになられて、土地所有者も結構前に町外に出てしまっております。そのため、管理が非常に難しく、今回太陽光発電設備を設置し、活用していきたいとの事です。申請農地は県道沿いに位置しており、管理もしやすいと思います。問題はないと思います。よろしく願います。

会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。
会長	続いて第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請を説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば説明をお願い致します。

田中敏男委員	譲渡人は町外に出てしまっております。そのため管理が難しく、集落内の農家さんに管理を依頼しておりました。ですが、管理してもらっていた方も管理が難しくなり、現在は現況写真を見てもらえば分かるとおおり、休耕状態となっております。また、申請農地がある集落は漁業が盛んであります。そこで、漁業を経営されている譲受人に、漁網干場として、場所を提供し、地元業者に有効活用していただくという形です。申請農地が農地として利用される可能性も低く、問題はないと思います。
--------	--

会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。
----	---

会長	続いて審議番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、田中敏男委員、補足があれば説明をお願い致します。
田中敏男委員	先ほどの申請と似たような形です。現況写真を見ていただくと、申請農地付近の住宅は譲受人の従業員であります。よって、転用目的が達成される見込みは高いと思います。問題はありません。よろしくお願い致します。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	以上で、本日の報告事項・議案事項が全て終了致しました。他に質問等はありませんか。
	(質疑なし)
会長	では、以上をもちまして、令和2年度第2回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年 5月 8日

会長 木下 和行

委員

委員